

第 89 号議案

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

茨城県教育研修センター管理規則（平成 4 年茨城県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし，第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 校内研修支援に関する事。

別表 教職教育課の項中第 3 号を第 4 号とし，第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 校内研修支援に関する事。

付 則

この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 19 日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

教育研修センターの事業の一環として平成 20 年度から教育研修センターが小・中学校の校内研修や市町村教育委員会主催の研修会を支援する「校内研修支援事業」を実施するに当たり，所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育研修センター管理規則新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>茨城県教育研修センター管理規則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 研修センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関する事</p> <p>(2) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関する事</p> <p>(3) 校内研修支援に関する事。</p> <p>(4) 教育相談に関する事。</p> <p>(5) 情報教育に係る高等学校の生徒の実習に関する事。</p> <p>(6) 社会体育・スポーツに関する事。</p> <p>(7) 教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業</p> <p>第 3 条から第 1 8 条まで (略)</p>	<p>茨城県教育研修センター管理規則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 研修センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関する事</p> <p>(2) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関する事</p> <p>(3) 教育相談に関する事。</p> <p>(4) 情報教育に係る高等学校の生徒の実習に関する事。</p> <p>(5) 社会体育・スポーツに関する事。</p> <p>(6) 教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業</p> <p>第 3 条から第 1 8 条まで (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>別表（第3条第2項）</p> <p>課 の 分 掌 事 務</p> <p>企画管理課 （略）</p> <p>教職教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初任者研修及び教職経験者研修等並びに職務等に係る教育関係職員の研修並びに教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。 2 指導力向上に係る特別研修の実施に関すること。 3 校内研修支援に関すること。 4 前項に掲げる事項に係る資料及び情報の収集並びに提供に関すること。 <p>教科教育課から特別支援教育課まで （略）</p>	<p>別表（第3条第2項）</p> <p>課 の 分 掌 事 務</p> <p>企画管理課 （略）</p> <p>教職教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初任者研修及び教職経験者研修等並びに職務等に係る教育関係職員の研修並びに教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。 2 指導力向上に係る特別研修の実施に関すること。 3 前項に掲げる事項に係る資料及び情報の収集並びに提供に関すること。 <p>教科教育課から特別支援教育課まで （略）</p>